

紹介手数料の返金について

当社が紹介した採用者が、自らの責めに帰すべき事由により退職にいたった場合、採用日から3ヶ月以内に限り、紹介の対価の2分の1を返却するものとする。この場合、求人者の依頼があれば、当社は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

許可番号	12-ユ-300030
事業所の名称	株式会社成田空港ビジネス
所在地	千葉県成田市古込字古込1番地1